

## 信州地酒ブランド発信事業業務委託 選定基準

### 1 企画提案審査委員会

#### (1) 目的

提案の内容及び契約候補者の選考に関することを審議するため、以下のとおり審査委員会を設置する。

#### (2) 審査委員

審査委員は、次に掲げる者とし、委員長は産業技術課地酒・食品振興担当課長が当たる。

- ① 委員長 産業労働部産業技術課地酒・食品振興担当課長
- ② 委員 産業労働部産業技術課職員  
産業労働部営業局職員  
知見者

#### (3) 委員会の運営等

- ① 委員会は、委員長が招集する。
- ② 委員が、やむを得ず委員会に出席できないときは、委員長は、当該委員の代理として、当該委員所属の別の職員を審議に参加させることができる。

### 2 企画提案の審査基準

下表により、各委員が提案者1者あたり100点満点で審査し、得点の高い順に順位付けを行った順位点の合計点で最も高い評点の提案を特定する。ただし、評点の総合計が委員1人平均60点以上のものとする。

項目	評価内容	配点
1 業務の理解度	・酒類の地理的表示（G I）制度やG I長野について十分に理解した上で、仕様書の内容を満たした効果的な提案となっているか。	20
2 事業の内容	（発信ツールの作成） ・動画の内容は、G I長野の制度や魅力・価値が消費者に伝わりやすい内容になっているか。	30
	（魅力発信方法） ・高い発信効果の見込める媒体の選定、発信方法の提案となっているか ・発信媒体に応じてターゲットを設定し、効果的な発信方法になっているか。	30
3 業務の実施体制・スケジュール	・円滑に業務を実施できる体制になっているか ・現実的で実施可能なスケジュールになっているか。	10
4 経済性	・見積金額が上限の範囲内で適正な価格となっているか。 ・予算内で最大限の成果が得られる内容となっているか。	10
合計		100